千葉市特別支援学校等の臨時休業等に伴い放課後等デイサービス

を代替的な方法で提供するサービス支援事業実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は、令和２年２月27 日に示された小学校・中学校・高等学校・特別支援学校への一斉臨時休業の要請（以下「臨時休業」という。）に伴い、保護者が仕事を休めない場合に自宅等で１人で過ごすことができない児童がいる世帯において放課後等デイサービスの利用が増加することが考えられることから、障害福祉サービス等報酬の増加による利用者負担の増加等について助成する事業を実施することにより、福祉の増進に資することを目的とする。

（対象者）

第２条　この要綱により利用者負担の増加額の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、本市が障害児通所支援給付費の支給決定（以下「支給決定」という。）を行った児童の保護者（以下「支給決定保護者」という。）であって、令和２年７月１日から令和３年３月３１日までの間に次の各号に該当するものとする。

（１）サービス提供事業所が電話等による代替的な方法でサービスを提供し、支給決定保護者に対して利用料を請求する場合

（２）児童が通学する特別支援学校等が臨時休業又は、新型コロナウイルス感染防止対策等を理由として通学する特別支援学校等が児童を出席停止扱いとしている場合

（３）新型コロナウイルス感染防止対策等のため、電話等による代替的な方法でサービスの提供を受ける場合

（４）千葉市特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービス支援等事業実施要綱に基づく助成を受けていない場合

（助成の範囲）

第３条　この要綱による利用者負担の助成（以下「助成」という。）は、児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第２４条に定める額（以下「利用者負担上限月額」という。）を上限とし、電話等による代替的な方法によるサービスに係る総費用額の１割とする。

（助成の申請）

第４条　助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、千葉市特別支援学校等の臨時休業等に伴い放課後等デイサービスを代替的な方法で提供するサービス支援事業助成申請書（様式第１号）に千葉市特別支援学校等の臨時休業等に伴い放課後等デイサービスを代替的な方法で提供するサービス支援事業に係る代替サービス利用証明書（様式第２号）を添付して市長に提出しなければならない。

（助成の決定及び助成金の交付）

第５条　市長は、前条の申請があったときは、申請の可否の判定を行った上、助成の決定をしたときは千葉市特別支援学校等の臨時休業等に伴い放課後等デイサービスを代替的な方法で提供するサービス支援事業助成決定通知書（様式第２号）により、助成の対象に該当しないと決定したときは千葉市特別支援学校等の臨時休業等に伴い放課後等デイサービスを代替的な方法で提供するサービス支援事業助成非該当通知書（様式第３号）により、申請者に通知するものとする。

２　市長は、前項の千葉市特別支援学校等の臨時休業等に伴い放課後等デイサービスを代替的な方法で提供するサービス支援事業助成決定通知書により助成の決定を通知したときは、申請者の指定した金融機関の口座に振り込むことにより、助成金を交付するものとする。

（助成費の返還）

第６条　市長は、不実の申請その他不正な手段により助成金の交付を受けた者に対して、既に交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

（補則）

第７条　この要綱に定めるもののほか、助成に関し必要な事項は、保健福祉局長が別に定める。

附　則

　この要綱は、令和２年１０月１９日から施行し、同年７月１日から適用する。

附　則

　この要綱は、令和３年３月１１日から施行し、令和２年７月１日から適用する。